
山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター センターだより 第46号(通巻第113号)

2006年2月27日 発行
山梨大学教育人間科学部
附属教育実践総合センター
TEL 055-220-8325, FAX 055-220-8790
E-mail: jissen@sazanka.aj3.yamanashi.ac.jp
URL: <http://www.cer.yamanashi.ac.jp/>

「感性をゆさぶる大人と子どもの関わり方」～第14回教育フォーラムのご報告～

山梨大学教育人間科学部主催、第14回教育フォーラムが2月18日(土)J号館多目的教室において開催されました。小中学校の先生方を中心に約90人が参加し、「感性をゆさぶる大人と子どもの関わり方」～「キレる」子どもとライフスタイルをテーマに活発に意見を交わしました。

パネリストとして、本大学医学・工学融合学域生体環境医工学系教授の山縣然太郎先生、東京学芸大学附属小金井中学校養護教諭の佐見由紀子先生、山梨県総合教育センター教育相談部研修主事の太田充先生をお招きしました。山縣先生からは「児童生徒の心の健康と生活習慣」と題して、文部科学省で進められた調査研究結果を中心に、佐見先生からは「保健室からみた子どもたち」と題して、今の子どもたちの心の問題の実態について最新の子どもの傾向も加えながら、太田先生からは「『キレる』児童生徒の実態と心の発達」と題して児童生徒の実態調査と教育相談の現状について報告及び問題点の指摘をしていただきました。参加者からは、「先生方の示唆に富んだ言葉に自分の中で忘れかけていた大切なことを再発見でき、参加して良かったと実感している」「いろいろな面から子どもの現状というものについて考えられた。次回も参加したい」「『現状維持は前進である』『あせらず』『あわてず』『あきらめず』ががんばりたいと思う」「『キレる』を防ぐには常にアンテナを高くして子どもたちをみていかなければならない」「みんなで知恵を出し合う、情報交換する、交流することが大切である」「教育、医療、福祉の分野がどう連携していくか、またソーシャルスキルの育成が重要であると感じた」といった感想を聞くことができました。



第7回地域貢献教育学研究会のご報告

2月8日(水)、県総合教育センターにおいて、第7回地域貢献教育学研究会を開催しました。第6回の高橋助教授に続く、大学側からの情報及び研究の紹介ということで、附属教育実践総合センターの永井達彦客員教授に、「小・中学生と向き合う教師と学校」というテーマで、また山本紘典客員教授からは「高校生の問題とこれからの高校のあり方」というテーマで講演していただき

ました。今回も、メンバーの他に総合教育センターの研修主事や留学生など約30人が参加しました。永井先生からは、子どもの心や教師の心に何が起きているのかを実態調査や事例からとらえ、子どもとの人間関係を深めるためにはどうしたらよいのか、今、教師は何を問われているのかを具体的に示していただきました。また、山本先生からは、今の高校生の意識と行動ということで、日本全体や県内の高校生の現状をもとに、最近の高校生の生活行動の特性を把握し、高校制度改革の方向を明らかにしつつ、これからの高校のあり方を提起していただきました。その後の研究会では、2月27日から始まる集中講義「授業研究実践論D」に向けて授業の進め方などについて研究を深めることができました。

第68回国立大学教育実践研究関連センター協議会のご報告

2月12～13日に東京学芸大学で国立大学教育実践研究関連センター協議会が開かれ、総会、部門を越えてのワークショップ、部門研究会等がありました。ワークショップではGPの取り組みや県との連携、学部との連携などのテーマに分かれ、情報交換を致しました。そのような話し合いの中で本学の「教師のための教育相談」が実に多様な現場の相談に応えていることを改めて確認したり、特任教授の先生方が活躍されている大学が増えていることを実感いたしました。

第5回教育臨床研究会のご報告と次回のお知らせ

1月25日の第5回教育臨床研究会では、地域の保護者の方々6名が参加され、学級のあり方について学習しました。その際、参加者の方から良い実践例を紹介していただき、次回も引き続き学級のあり方について学習を深めることに致しました。今回は、毎回講師をしていただいている竹川美佐子氏（富士川小学校教諭）のご紹介で、ゲストティーチャーに今年度山梨県総合教育センターで研修をされている新谷雅美先生にも来ていただき、お話をさせていただく予定です。3月8日（水）（10:30～12:30）J号館5階多目的教室で行いますので、関心のある方は是非お出かけください。申し込みは不要です。

「教師のための教育相談」意見交換会のご報告

2月22日（水）11:00～12:00に教育相談に関する意見交換会を開きました。今回は残念ながら、客員教授の先生方とセンタースタッフの参加でしたが、教育相談の内規の確認や今後の課題について話し合いました。特に、相談についてまだ充分周知されていないので、相談室開設も含めて全県の教員にちらしを配布することになりました。今後も年1回はこのような会を設けたく思いますので、ご参加の程よろしくお願い申し上げます。なお、教育相談の内規は下記の通りです。

教育相談事業運用上の内規（留意事項）

教育相談事業の担当：あらかじめ登録された「相談スタッフ」のみが携わる。

教育相談業務の費用：無料とする。

守秘義務：相談者のプライバシーを保護する。以下の場合を除き、相談者の秘密を厳守する。ただし、相談者の同意がある場合はこの限りではない。

相談者が特定できない形で記録、研究、保存され、相応な場、機会に報告・発表する場合、法に従って証言の義務が課せられる場合、相談者や他者に重大な危険が及ぶと判断された場合

相談内容の範囲：心理的・教育的なものを主とし、医療に関わるものは除く。

責任の所在：相談は相談者自身の意志と責任において行われていること、最終的な決定とそれに伴う責任も相談者自身に帰すること、相談の継続の有無も相談者の意志にあることを確認する。ただし、相談者の重大な約束違反や相談スタッフに多大な迷惑をかけるなどにより継続が困難な場合には相談を打ち切ることができる。

相談記録（報告）：教育実践総合センターが保管し、相談記録は相談者本人であっても開示しない。

問題が生じた時の対応：教育実践総合センターに報告する。重大と思われるものは文書報告とする。